

支えあいの心で、安心なまちを

見守りのしくみ

1 気づく・見つける

日常業務の範囲内で、「ちょっと様子がおかしいかな?」と気づいたら、事業者に連絡します。

新聞や郵便がたまっているなあ…
ずっとテレビがつけばなしだけど…
部屋から変なおいがするようないかな?

お金の支払い方がおかしいなあ…
季節に合った服じゃないけど…
ずっと同じ洗濯物がほしてあるんだけど…

緊急の時は
警察・消防へ

2 事業者に報告

事業者は、把握している利用者等の状況などから通報が必要かどうかを判断します。

●入院など長期不在の連絡が入っている。

●旅行などで出かけることが多い。

など…

緊急の時は
警察・消防へ

3 古賀市へ通報

事業者は、下記の方法で通報をします。

- ①「見守り活動連絡票」を古賀市福祉課 福祉相談係へファックスします。
※連絡票には氏名、住所など個人が特定できる情報は記入しないでください。
- ②ファックス送信後、古賀市福祉課 福祉相談係へ電話で詳細を連絡します。

警察・消防に
通報

4 安否確認

事業所から通報を確認し、受けたら、速やかに必要な支援を行います。

●安否確認の方法は…

- ・古賀市福祉課 福祉相談係の職員が訪問する。
- ・地域の民生委員や福祉員を通じて訪問する。
- ・対象者の「緊急連絡先」に確認する。
- ・対象者が利用しているサービス担当者に確認する。

安否確認後、対象者の状況に応じた支援を行います。

「見守り対象者名簿」や通報後の安否確認の結果などの個人情報を事業者に提供することはありません。

見守り活動 よくある質問 Q & A

- Q1** 異変に気づかず、見過ごしてしまった場合の責任は問われますか？
- A1** 異変に気づかなかったからといって責任を問われることはありません。日常業務の範囲内でご協力いただければ結構です。
- Q2** 訪問したとき、倒れていたらどうすればいいですか？
- A2** 慌てずに、消防署（119）や警察（110）に連絡しましょう。
- Q3** 契約者ではないが、訪問・配達中に気になる人を見かけます。名前も自宅もわからない場合はどうすればいいですか？
- A3** 個人の特定ができない場合でも、どのような状況が気になるのか、どこで出会うのかなどわかる範囲で古賀市 福祉課 福祉相談係へお知らせください。



ひとり暮らし高齢者等 見守り活動とは

ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活するためには、地域における見守り活動が重要です。この見守り活動は、複数の人に協力してもらい複数の網（ネット）をかけることで、より効果的なものとなります。

この活動は、事業者が日常業務内でのひとり暮らし高齢者等の見守りと、異変を察知したときに古賀市等へ通報を行うことで、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して生活できるようにすることを目的としています。



古賀市 ひとり暮らし高齢者等 見守り活動の手引き



古賀市 福祉課 福祉相談係
(基幹型地域包括支援センター)

〒811-3116 古賀市庄205番地サンコスモ古賀

電話番号 092-942-1156
ファックス番号 092-942-1154